

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町災害廃棄物処理計画（案）		
意見等募集期間	令和3年4月30日（金）から令和3年5月31日（月）		
意見等提出者数及び整理番号	3名（No.1-10～No.2-20～No.3-49）		
意見等提出件数	79件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
No.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	P4 表	「災害廃棄物の種類」として掲げられている表中に、自転車等及び企業が有する各種機械類・農機具並びに医療用器具等が含まれていないが、これらは考慮しない为好しいか。	処理計画の中に全ての物を記載することは不可能であるため、類似する分類に分別をしていただきたい。例えば、自転車は金属くずになります。農機具は、耕運機だと廃自動車等ですが、鍬や鎌は不燃物に分別されます。医療用器具と言いましても、材質により可燃物や不燃物、注射針は医療廃棄物の為持ち込みは不可と、様々です。
1-2	P5 (5)	停電・断水或いは下水道の障害により、水洗トイレが使用不能となるため排泄物を処理できなくなりますが、「携帯トイレ」を準備することにより、数日間は保管可能となります。住民が準備をするか、町が備蓄することにより、復旧するまでの間、持ちこたえることができるようになります。義務とまでは言わなくても、努力目標のようなものとして採り上げては如何でしょうか。	携帯トイレ等の備蓄に関しましては、P21の「啓発・広報する内容」の⑦に記載してあります。町といたしましても、利根町地域防災計画により、備蓄をしております。

1-3	P 1 7 【災害時】 2	「事業者」を「廃棄物処理事業者」として欲しい。単に「事業者」と記載された場合、全ての一般の事業者と考えます。災害廃棄物の処理に関する事業者を意味する場合には、廃棄物処理事業者とすることにより、その恐れがなくなります。読めばわかりますが、それまでの間、違和感があります。見直しをお願いいたします。	利根町災害廃棄物処理計画(案)の中での「事業者」なので「災害廃棄物の処理に関する事業者」です。これは、P 5の(4)事業者の役割のところで既出しております。また、この「事業者」には、廃棄物を処理する事業者や運搬する事業者など、災害廃棄物を処理するために各種の事業者が関わっているので、「廃棄物処理事業者」と限定するのは適当でないため、原文どおりとします。
1-4	P 1 7 【平常時】 2	「MCA無線等」と記載されているが、何のことかわからない。注釈をつけてください。	MCA無線について注釈を追加します。
1-5	P 2 0 1	「広報する内容」として掲げられている項目中に、罹災証明に関することが書かれていない。災害廃棄物に関する記述なので、罹災証明とは直接のかかわりはないと思われるが、全くないとしてよいのか、今一度精査の上、ご検討をお願いします。	罹災証明に関しましては、利根町地域防災計画に記載してありますので、原文どおりとします。
1-6	P 1 9 1	「非常時～の処理について、「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書」を締結しています。」と改めたうえで、それを列挙または表として提示したほうが良い。	簡潔に作成する観点から、原文どおりとします。
1-7	P 2 1 1④	持ち込まないとした危険物等について、ルールを追加記述する必要がある。	啓発・広報の時にお示しいたします。なお、危険物等の処理方法や留意点につきましては、P 4 0に記載してあります。

1-8	P 2 8 (4)	住民にとって、最も頼りにするのが仮置場であると考えます。管理の良し悪しにより、周辺住民が安心して生活できるかどうかが決まるといっても過言ではないと思います。それ故、管理者を誰にするかは基より、どのように管理するかが問題であり、管理者であることの表示と、管理者がどのような職務と権限を持つのか、明確にしてほしい。	仮置場の管理主体は町になります。状況によっては、警備会社に夜間警備を委託することもあります。 仮置場の管理等につきましては、P 2 9～3 1に記載してあります。
1-9	P 4 2 【災害時】	大型蓄電池には、ハイブリッドカー及びEVは、該当するの否か、明確にしてほしい。	損壊家屋等の解体作業や災害廃棄物撤去の際に、爆発や感電の恐れがある危険物について、注意を促す必要があります。ハイブリッドカー及びEVについても危険が予想されれば注意を促します。
1-10	P 4 7	仮設トイレは、もちろん整備することが望ましいことは論を俟ちませんが、柔軟に対処するには、携帯トイレの備蓄（個人及び利根町）について一層の検討をお願いする。	No.1-2と同じ。
2-1	P 1	「～強化を図ることが課題となっています。」を「～強化を図ることが重要です。」にした方がわかりやすい。	「課題となっています。」を「重要です。」に改めます。
2-2	P 1 図表 1-1	小貝川決壊時の写真やハザードマップを入れた方が良い。	ホームページ等、他の媒体で閲覧できるため、本計画には掲載しないこととします。
2-3	P 2 図表 1-2	災害廃棄物対策指針（環境省）の改定により「地域ブロック」が追加されたので、追加した方が良いと思います。	災害廃棄物対策指針（環境省）の改定に伴い、「地域ブロック：大規模災害時廃棄物対策協議会」および「廃棄物処理施設整備計画」を追加します。
2-4	P 5 4 (4)	本町と事業者との間で協力協定を締結している場合があるので、「県と」を「本町、県と」に、「県の」を「本町、県の」にした方が良いのではないかと。	P 1 9【災害時】1.において、広域で協定を締結しているため、「県と」を「本町及び県と」に、「県の」を「本町及び県の」に改めます。

2-5	P 5 4 (5)	町民が行ってはいけないことを追加してはどうか。	禁止事項は、P 2 0 第4節町民への啓発・広報に広報内容として記載してありますので、原文どおりとします。
2-6	P 1 1 ② ～ P 1 3 ④	県モデル8, 9と同様に記載した方が判り易いと思います。	モデル9の図表が判りづらいかもしれないとの考えで作成しましたので、原文どおりとします。
2-7	P 1 4 1 0 (1)	項目を追加したら如何でしょうか。 ・協定及び連携先の把握 ・実際の被災地支援 ・県等が開催する研修会への参加 ・災害時に退職者やボランティアが迅速に処理に関われるよう、説明や指示が行える体制づくり	記載してある事項以外にも様々な事項が考えられるため、最後に「等」と記載しておりますので、原文どおりとします。
2-8	P 1 5 図表 2-1 P 1 6 図表 2-2	災害対策本部の体制図と主な担当業務の対比が判りづらい。	災害廃棄物処理に関わる主な担当業務は、環境対策班で担当します。ただし、P 1 6 図表 2-2 の表外に記載してありますように、各業務に必要な人数は時間の経過とともに変わるため随時見直しをいたします。
2-9	P 1 6 図表 2-2	災害発生時は、どこの場所においても環境対策は、重要な業務となるため、環境担当を追加すべきだと考えます。	環境対策は環境対策班で行うため、特に担当として記載の必要はないと考えますので、追加しません。
2-10	P 2 0 2	啓発・広報の手法を追加した方が良いと考えます。 ・広報車による ・町内各自治会等への説明会 ・区長を通じた広報等 ・外国人を対象にした広報	ラジオを削除し、広報車、町行政アプリを追加します。
2-11	P 2 2 1 【災害時】(1)	被害情報の把握に「空からの把握をする」を追加した方が良いと考えます。	ご意見の「空からの情報」がどのような物を想定されているのか判りづらいのですが、空からの情報を含み、三番目に記載している通り、県や専門機関から提供される情報を活用しますので、原文どおりとします。

2-12	P 2 7 図表 3-8	仮置場の区分と機能の図表に、各仮置場のイメージが湧く様に、特徴欄を追加した方が良いと考えます。 (県のモデル— 2 3 の図表を参考にします。)	県のモデルのような特徴欄を設ける必要はないと考えます。 P 2 9 【仮置場設置時の留意点】や、P 3 1 ◆仮置場候補地の選定の際に考慮する点において、仮置場としてどのようなところが適しているのかを記載してあります。
2-13	P 2 7 3	「また、災害廃棄物の処分は一刻も早く行うことが望ましいため、搬入と同時に搬出できる経路を確保します。」について、高く評価します。	ありがとうございます。
2-14	P 2 9 図表 3-10	図表の項目に環境モニタリングを加えたら如何でしょうか。	環境モニタリングにつきましては、P 4 4, 第3章, 第2節に記載してありますので、原文どおりとします。
2-15	P 3 0 図表 3-11	想定する水害のタイトルが「利根川のはん濫」となっているが、これまでの記述において使われている文言と合わせるため、「利根川流域のはん濫」又は、「利根川水系のはん濫」にした方が良いと考えます。	該当箇所につきまして、「利根川のはん濫」に統一いたします。
2-16	P 3 4 5 【平常時】(1)	本町の特徴を考慮すると、文章に「特に小型車両の確保も重要です。」を追加した方が良いと考えます。	大型車とは、総重量が11t, 最大積載量が6.5t以上の車両を指します。ここで言う小型車は、「大型車よりも小さい車両」を指しますので、原文どおりとします。
2-17	P 4 1 (2)	貴重品に対する取り扱いは3段落目に記載されているから、1段落目と2段落目の「貴重品や」を削除した方が良いと考えます。	3段落目に記載してある貴重品は金銭関係です。その他の品物も人によっては貴重品であるかもしれないという考えから「貴重品や思い出の品等」と括りました。 原文どおりとします。
2-18	P 4 7 (2)	マンホールトイレの活用についても記載したら如何でしょうか。	良い考えとは思いますが、施設の設定等、まだ検討の必要はあるかと思しますので、原文どおりとします。

2-19	P 4 8 (3)	<p>○町民への広報に「使用者同士で清掃や衛生面の運用・管理を行うよう啓発を行います。」を追加したら良いと考えます。理由は、利用者同士が現場の状況に合わせて自主的に行った方が持続でき、避難所におけるコミュニティも生まれて、雰囲気も良くなるため。</p>	<p>ご意見のとおり自主的に仮設トイレをご利用いただければ大変ありがたいことです。項目の「仮設トイレの設置計画策定」を「仮設トイレ設置の留意点」と改め、県の策定指針を基に本文を改めます。</p>
2-20	P 4 9 2 【平常時】 (1)	<p>廃棄物収集運搬車両の台数について、具体的に車両の確保状況が判り、駐車場の確保等にも役立つため、図表にまとめておいたほうが良いと考えます。</p>	<p>車両の台数は、増減があるので、計画書には記載せず、下資料として把握しておきます。</p>
3-1	目次	<p>茨城県災害廃棄物処理計画では、第1章が「第4節 大規模水害における災害廃棄物対策」と「第5節 大規模地震における災害廃棄物対策」を設けているが、町計画では想定しないのでしょうか。県レベルで基本的なことを定めておけばいいのでしょうか。</p>	<p>大規模な水害および地震における災害廃棄物対策については、その後の項目に記載してあるので、原文どおりとします。</p>
3-2	P 1	<p>第1節本文は、自治体名、戸数、面積などの数字は変えていますが、文章としては龍ヶ崎市の計画と同じです。同じ塵芥処理組合に属しているため、先行して策定された龍ヶ崎市にならったと想像しますが、地勢は龍ヶ崎市とはだいぶ違います。大きく異なるのは、利根川と面しているかどうかです。小貝川堤防決壊も心配ですが、利根町は利根川の堤防決壊の方がより脅威となるように思います。ちなみに、取手市の計画では「取手市は、河川・水系は、利根川と小貝川を主流とし、市域東部、北部、南部を取り囲むようにこれらの河川が貫流しています。」と書きはじめています。地勢として</p>	<p>ご指摘の箇所は、災害廃棄物処理計画を策定することとなった経緯や目的を簡潔に記載しておりますので、原文どおりとします。</p>

		<p>は、龍ヶ崎市よりも取手市に近いのではないのでしょうか。また、昭和56年8月の小貝川堤防決壊、東日本大震災の被害について書かれていますが、近年の台風による被害、その時に災害廃棄物の仮置場設置のことなどについても記述したらどうでしょうか。災害は過去の話ではなく、毎年、私たちは災害と隣り合わせであることを書いておくともっといいように思います。</p>	
3-3	P 1	No.2-1 と同様。	No.2-1 と同じ。
3-4	P 1 図表 1-1	<p>本「計画(案)」の対象区域は、同心円の中心の「利根町」だけですよね。「計画対象区域」として、利根町から100kmをこえる地図を示して、何を表現したいのでしょうか。理解に苦しみます。取手市の計画では、「取手市の位置」として、取手市を中心とした関東地方の地図を示し、かつ「取手市の地勢」として「取手市土地分類図」を示しています。また、「龍ヶ崎市計画」では、小貝川堤防決壊時の写真(航空写真と地上からの写真)、東日本大震災時に発生した災害廃棄物関連の2枚の写真を使っています。せっかく図(写真など)を使うのであれば、意味のあるものを使いましょう。この「計画(案)」は町民が見るものですから、やはり、インパクトがあった方がいいと思います。例えば、浸水に関しての「ハザードマップ」などが考えられます。</p>	<p>図 1-1 は、利根町の位置を示すために第5次利根町総合振興計画から引用しました。</p> <p>ハザードマップ等はホームページ等、他の媒体で閲覧できるため、本計画には掲載しないこととします。</p>
3-5	P 2 図表 1-2	No.2-3 と同様。	No.2-3 と同じ。

3-6	P 3 図表 1-3	<p>想定される地震は「茨城県南部地震」ですが、それだけでいいのでしょうか。利根町は茨城県の一帯に位置し、千葉県や「首都直下」の地震の影響もあるように思います。「モデル」をみると、モデル3の図表に地震の欄には「茨城県南関東直下地震」の下に空欄があります。この空欄にそれぞれの市町村で脅威となる地震を入れるということではないでしょうか。</p>	<p>被害想定は、作成時点において所有する情報で、地震と水害の代表的な箇所を1箇所ずつ挙げさせていただきましたので、原文どおりとします。</p>
3-7	P 3 図表 1-4	<p>被害想定欄に「利根川流域・八斗島上流域」とありますが、これは想定最大雨量が72時間で491mmの観測地点をいっているのだから、被害想定ではありません。被害想定は、「利根川の堤防の決壊」によっておこることを想定すべきだと思います。ちなみに、「八斗島上流域」については、利根川上流河川事務所八斗島出張所（群馬県伊勢崎市）のあたりであることが分かるようにしておいた方が、水害について、イメージしやすくなると思います。</p>	<p>本文に記載してありますとおり、参考にしました利根町洪水ハザードマップ【利根川版】では、上流域の降雨による外水はん濫での浸水被害を予想しています。それにより想定される最大避難者数および建物被害世帯数を推計いたしました。</p> <p>図表 1-4 の被害想定を「利根川のはん濫」と改め、想定最大雨量に「八斗島上流域」を追加します。</p> <p>また、図表 1-4 の欄外、ハザードマップの発行年を「平成31年」に改めます。</p>
3-8	P 5 4(3)	<p>県の役割として、近接する県や国などとの間で、支援や協力体制構築などのために連絡調整を行うこともあるのではないのでしょうか。他県ではありますが、我孫子市の計画では、「県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で、支援及び協力体制を整えることなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行う。」としています。</p>	<p>茨城県災害廃棄物処理計画において、県の役割として関係機関や関係団体との連携について記載されていますので、原文どおりとします。</p>
3-9	P 5 4(4)	No.2-4 と同様。	No.2-4 と同じ。

3-10	P 5 4 (5)	町民の役割は「モデル」にはないものですが、入れたことはよいと思います。	ありがとうございます。
3-11	P 7 図表 1-7	図表 1-7 は、県計画の図表 1-8 と 1-9 を合わせたようになっていると思いますが、二次分別・保管のための仮置場を仮置場 C のところにだけつくようにみえます。県計画の図表 1-9 では、一時仮置場すべてに必要に応じて二次仮置場を作るということになっています。無理に合体させるとやはり不都合が生じると思います。	通常は、仮置場 A や B のような流れですが、本文の 7. 災害廃棄物処理の流れの 4 行目に記載してありますように、目標期間内で処理しきれない等の場合は、仮置場 C のように二次仮置場 D を設置することを図化したものです。 仮置場 D の「分別・保管」を「破碎・選別等」に改めます。
3-12	P 8 図表 1-8	本来あるべき矢印の線が消えていたり、本来あるべき矢印の線につく説明の文言が欠落しています。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
3-13	P 1 2 図表 1-12 P 1 3 図表 1-13	No.2-6 と同様。	No.2-6 と同じ。
3-14	P 1 4 1 0 (1)	No.2-7 と同様。	No.2-7 と同じ。
3-15	P 1 6 図表 2-2	No.2-8, No.2-9 と同様。	No.2-8, No.2-9 と同じ。
3-16	P 1 7 【平常時】 2	連絡手段として M C A 無線等がありますが、M C A 無線が主力になるということですか。やはり、主力になるもの、最新の連絡手段など、複数例示した方がよいと思います。	災害発生時に被害状況確認など情報収集する時に M C A 無線を使用いたします。現時点では、主力となります。今後、有効な連絡手段があれば、調達することになりますが、例示は控えさせていただきます。
3-17	P 1 8 図表 2-3	被災状況の目的を「支援要請の検討, 連絡手段の検討」だと思います。	「支援要請の内容, 連絡手段の検討」を「支援要請の検討, 連絡手段の検討」に改めます。

3-18	P 1 9 【災害時】 1	<p>本文1行目に「他の市町村へ支援を求め」とありますが、支援を受ける町側に具体的な「受援計画」などはあるのでしょうか。</p> <p>また、「災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定」の協定主体は、どことどこなのでしょう。</p>	<p>他市町村の方には、仮置場に持ち込まれる災害廃棄物の分別を手伝っていただく予定です。</p> <p>協定は、「茨城県」、「県内市町村(44)」、「一般廃棄物の共同処理を目的とする関係一部事務組合(19)」、「一般社団法人茨城県産業資源循環協会」の65者で、令和2年6月1日付け締結いたしました。</p> <p>協力の手順として、被災市町村は、茨城県に要請をし、要請を受けた茨城県が他市町村や資源循環協会に協力依頼をすることになっています。</p> <p>協定につきましては、町のホームページに掲載してあります。茨城県のホームページへのリンクが貼ってありますので、協定書の内容はそちらでご確認いただけます。</p>
3-19	P 1 9 【災害時】 4	<p>ボランティアの重要性はよくわかります。行政事務に精通した役場退職者が司令塔として動いてくれたら心強いです。</p>	<p>ご意見として、お受けいたします。</p>
3-20	P 2 0 2	<p>No.2-10と同様。</p>	<p>No.2-10と同じ。</p>
3-21	P 2 1 1	<p>県の策定指針P 1 1にあるように、「防災訓練のテーマに災害廃棄を組み入れ」てもいいと思います。</p>	<p>今回は、追加しませんが、今後、防災訓練担当課と検討していきます。</p>
3-22	P 2 3 図表 3-2	<p>表中に「利根川水系のはん濫」とありますが、利根川水系というと、利根川だけでなく、小貝川、鬼怒川など複数の河川を意味します。どの川のはん濫なのですか。</p>	<p>「利根川水系のはん濫」を「利根川のはん濫」に改めます。</p>
3-23	P 2 7 図表 3-8	<p>県の策定指針のモデル23の表には、大規模地震の文字と特徴欄があるのに、ないのはなぜなのでしょう。</p>	<p>二次仮置場はP 2 7本文中にもありますとおり、必要となる場合に設置するものです。大規模地震の文字があると、逆に大規模地震の時しか設置しないのかと疑問が出てくるため、削除しました。</p> <p>特徴欄は、No.2-12と同じ。</p>

3-24	P 2 7 図表 3-9	県モデルにはない「混合廃棄物」のスペースがあり、よいと思います。	ありがとうございます。
3-25	P 2 8 【災害時】 (2)	タイトルの後に「(第2章第4節参照)」を入れておくとわかりやすいと思います。	文末に「(第2章第4節参照)」を追加します。
3-26	P 2 8 【災害時】 (3)	本文で「1つの仮置場で複数人が作業に当たる」とあります。平常時からどのくらい的人数が必要か想定しておくべきだと思います。常総市の計画では「少なくとも20名程度」としています。もちろん、仮置場の規模によって必要な人数は変わってくると思いますが。	仮置場で作業に当たる人員は、多ければ多いほど良いとは思いますが。 現実的に利根町では、P 1 6の表外に記載したとおり、時間の経過や状況によって、人員の配置や体制を流動的に対応せざるをえないところです。 原文どおりとします。
3-27	P 2 9 図表 3-10	「ネット、フェンス等」とありますが、県の策定指針モデル25にあるように「ネット・フェンス」という1つの物ではないでしょうか。	「ネット、フェンス等」を「ネットフェンス等」に改めます。
3-28	P 2 9 図表 3-10	No.2-14 と同様。	No.2-14 と同じ。
3-29	P 3 0 図表 3-11	No.2-15 と同様。	No.2-15 と同じ。
3-30	P 3 2 図表 3-12	P 2 7の図表3-9で使われたものと同じです。図表 3-12 のタイトルのうしろに「(再掲)」と入れておいた方がよいのでは。念のため。	県の策定指針と同様とします。 原文どおりとします。
3-31	P 3 3	利根町の例として、令和元年10月の台風19号時の仮置場の写真もいいと思うのですが、県の策定指針モデル29の写真を入れると、もっとイメージしやすくなると思います。	モデルの写真は、利根町の実状と違いすぎてもいかなものかということがありましたので、そのままにさせていただきます。
3-32	P 3 3	【平常時】の書体が他と違っていています。	修正いたします。

3-33	P 3 5 図表 3-13	表中に「市町村」とありますが、「町」としましょう。	「市町村」を「町」に改めます。
3-34	P 3 6 【災害時】 (3)	②がないのに①があるのは変です。別のものをつけたらどうか。	①を◎に改めます。
3-35	P 3 8	【平常時】の書体が他と違っています。 【要処分量と処理可能量の比較・検討】は不要。	修正いたします。 削除いたします。
3-36	P 3 8	(1) 中間処理の書体が違うと思います。	修正いたします。
3-37	P 3 9 図表 3-16	処理フローは、作成例ではなく、具体的に数字を入れるべきではないでしょうか。	イメージ図として掲載しておりますので、変更ありません。
3-38	P 4 0 図表 3-17	感染性廃棄物とは、何ですか。	感染性廃棄物とは、環境省の廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルによりますと、医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギプス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、またはこれらのおそれのあるものです。
3-39	P 4 1	No.2-17 と同様。	No.2-17 と同じ。
3-40	P 4 1	【平常時】の書体が他と違っています。 また、P R T R制度については、注釈を入れていただければありがたいのですが。	修正いたします。 P R T R制度について注釈を追加します。
3-41	P 4 4 (5)	本文中の「図表 3-21 のようなモニタリング及び火災防止対策」を「図表 3-21 のようなモニタリング及び図表 3-22 のような火災防止対策」としたほうがいいと思います。	「図表 3-22 のような」を追加します。

3-42	P 4 7 (2)	No.2-18 と同様。	No.2-18 と同じ。
3-43	P 4 7 図表 3-24	<p>想定被害に「利根川流域八斗島流域水害」とありますが、違うのではないのでしょうか。</p> <p>また、図表下に「非水洗化人口」とありますが、図表 3-24 には入っていません。</p>	<p>「利根川流域八斗島流域水害」を「茨城県南部地震」と改めます。</p> <p>非水洗化人口は、災害時のし尿発生量を算出するために、P 4 8 にあります計算式で使用するものです。ただし、本計画では、記載にあります実態調査の数値ではない数値を使用したため、図表下の※以下を削除いたします。</p>
3-44	P 4 8 (3)	<p>タイトルの書体が他と違っています。</p> <p>また、本文の4行目、仮設トイレのカッコ内で、トイレトペーパーと男女別、要配慮者用が同列で記載されているのは、不適切だと思います。</p>	<p>修正いたします。</p> <p>No.2-19 と同じ。</p>
3-45	P 4 9 2 【平常時】 (1)	No.2-20 と同様。	No.2-20 と同じ。
3-46	P 5 0 3	<p>本文の1行目の主語は誰ですか。町ですか。組合ですか。</p> <p>また、災害時に各組合の構成メンバーとして利根町がどんなことをする、しなければならないのか、よくわかりません。他市町とどのように連携していくのでしょうか。</p> <p>タイトルは、県の策定指針にあるように、「3. 一般廃棄物処理施設の強靱化と復旧」のほうがいいように思います。ご検討をお願いします。</p>	<p>一般廃棄物処理の運営・管理担当者です。本文に追加します。</p> <p>町は、処理施設の処理能力の状況に応じて搬入量を調整することになります。</p> <p>県の策定指針と同じタイトルに改めます。</p>

3-47	P 5 2 【災害時】 4	常総市の処理計画では、「災害廃棄物処理に係る国庫補助金の事務においては、平成27年9月関東・東北豪雨による災害廃棄物処理を経験し、国庫補助申請に必要な専門的知識を有する職員を複数配置します。特に災害報告書作成にあたっては、土木設計及び建築に関する専門的知識を有する職員配置が必須となります。」としています。貴重な経験、考え方だと思います。	災害廃棄物処理について、県や他の自治体などからご教授いただくことがあるかと思います。 国庫補助の事務については、必要な知識を有する職員を配置することとなります。
3-48	P 5 2 図表 4-1	常総市の処理計画では、仮置場管理記録として、「巡回監視、定点観測、温度管理」の記録を加えています。	図表 4-1 に「仮置場管理記録」、「巡回監視、定点観測、温度管理」を追加します。
3-49	P 5 3 1	タイトルの「計画による実行力の向上」よりも「計画の実効性の向上」のほうが適切だと思います。	県の策定指針どおりとします。